

令和7年 第12回

福生市教育委員会定例会議事録

日 時:令和7年12月25日(木)午後2時00分

場 所:福生市役所第二棟4階委員会室

令和7年第12回福生市教育委員会定例会

<議題>

1 議案

(1) 議案第44号

学校給食費の改定について

(2) 議案第45号

福生市立小学校特別支援学級令和8年度使用教科用図書の採択の一部変更に係る臨時代理の決定について

(3) 議案第46号

「福生渡船場跡」「牛浜渡船場跡」「熊川渡船場跡」の市登録史跡の登録に伴う諮問について

(4) 議案第47号

福生市職員措置請求書(住民監査請求)に係る弁明書について

(5) 議案第48号

福生市立学校教育管理職の降任について

2 報告事項

(1) 報告第33号

福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について

(2) 報告第34号

福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について

(3) 報告第35号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について

(4) 報告第36号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について

(5) 報告第37号

令和7年度福生市一般会計補正予算(第7号)の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について

(6) 報告第38号

令和8年度における教員の兼務発令について

(7) 報告第39号

日本語学級におけるスクールアシスタントティーチャーの不適切な運用について

(8) 報告第40号

「いじめを許さないまち ふっさっ子宣言」の改訂について

(9) 報告第41号

福生市職員措置請求書(住民監査請求)について

(10) その他報告事項

福生市立小・中学校における読書活動の充実に向けた取組について

出席委員	教育長	石田 周
	教育長職務代理者	宇田 剛
	委員	野口 哲也
	委員	高橋 典久
	委員	林 宣之

事務局(説明員)	教育長(再掲)	石田 周
	教育部長	中島 雅人
	参事兼教育指導課長	森保 亮
	教育総務課長	大楠 功晃
	教育部主幹	竹内 秀礼
	学務課長	大畠 秀貴
	教育支援課長	森田 尚之
	生涯学習推進課長	菱山 栄三郎
	スポーツ推進課長	大村 正仁
	公民館長	佐藤 克年
	図書館長	森本 恭子
	指導主事	田畑 圭洋
	指導主事	堀本 太郎
	教育総務係長(書記)	岸野 美幸

傍聴人 7人

開会・前回の議事録・日程

【教育長】 それでは始めさせていただきます。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第12回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、本日の議事日程についてお諮りをいたします。初めに、議案第48号、福生市立学校教育管理職の降任についてを日程第16として新たに追加し、これまでの日程第16、その他報告事項を日程第17とし、御審議をいただきたいと存じます。

次に、報告第41号、福生市職員措置請求書（住民監査請求）については、議事の都合上、日程第7、議案第47号、福生市職員措置請求書（住民監査請求）に係る弁明書についての前に、日程第6として組みわせていただいております。

また、日程第7、議案第47号、福生市職員措置請求書（住民監査請求）に係る弁明書について、日程第14、報告第39号、日本語学級におけるスクールアシスタントティーチャーの不適切な運用について及び日程第16、議案第48号、福生市立学校教育管理職の降任についてにつきましては、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第17、その他報告事項の後に報告及び審議したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第48号は日程第16として新たに追加し、報告第41号については、日程第7、議案第47号の前に、また議案第47号、報告第39号及び議案第48号については、公開しない会議として、日程第17、その他報告事項の後に報告及び審議することといたします。

続いて、審議の進め方についてお諮りをいたします。日程第8、報告第33号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第9、報告第34号、福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第10、報告第35号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第11、報告第36号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、及び日程第12、報告第37号、令和7年度福生市一般会計補正予算第7号の原案中、教育に関する部分に係る臨時代理の報告についての各報告は同趣旨となりますので、一括して報告及び審議したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第33号から報告第37号は、一括で報告及び審議をいたします。

議事に入ります前に申し上げます。令和7年11月13日に開催いたしました、令和7年第11回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。令和7年第11回定例会議事録については承認されました。

これより、本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、宇田剛委員、野口哲也議員を署名委員として指名いたします。

教育長報告

【教育長】 次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を部長及び参事より申し上げます。初めに、中島教育部長より報告をいたします。中島部長

【教育部長】 それでは、私からは学校所管以外の教育長報告をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。まず、一番左の列、市の動きでございます。12月2日からは令和7年第4回福生市議会定例会が19日までの18日間の会期で行われました。議案のうち、教育関係は福生第一中学校に分校を設置する、福生市立学校設置条例の一部改正や、福東総合グラウンド及び南公園グラウンドの使用料を改定する、福生市体育施設条例の一部改正、令和7年度一般会計補正予算第6号では、学校給食に係る賄材料費の増額、教育支援委員会用タブレットの購入費、松林会館及び中央体育館の改良事業に係る設計委託料などについて議案として上程し、原案のとおり可決されております。

また、12月11日の総務文教委員会協議会及び12月19日の全員協議会にて、福生市立学校在り方検討委員会報告書について、教育総務課長より内容の説明をしております。議会への報告の後、本報告書につきましては、市ホームページにて公開をしております。

続きまして、各課でございます。まず、教育総務課でございます。11月15日、福生第二中学校創立60周年記念式典が、同校体育館にて盛大に挙行されました。教育委員の皆様には御出席いただきありがとうございました。12月17日、令和7年度東京都市町村教育委員会連合会、第2ブロック研修会が八王子市にて開催され、高橋委員が出席されております。

次に、生涯学習推進課でございます。11月28日、福生市立小学校PTA連合会懇談会が、福生第一小学校にて開催されました。当日は、教育長より、福生市立学校在り方検討委員会報告書についてお話がございました。

次に、スポーツ推進課でございます。12月19日、福生第二小学校体育館にて、二小4年生とくまがわ学級の児童を対象に、パラスポーツ体験教室、ボッチャを実施いたしました。当日は障害事業所の方にも参加をいただきました。

次に、公民館でございます。11月22日、第44回公民館の集いが開催されました。こちらは年に1回、公民館3館の利用者が一堂に会するもので、「楽しい学び みんなでつながろう!公民館活動」をテーマに、各館のサークルによる特色ある発表やグループワークなどを実施いたしました。12月21日、松林会館にて、ジュニア社会教育士養成講座、自主企画講座発表会が行われました。小・中学生がジュニア社会教育士としてファシリテーターを務め、クイズや対話などを通して、大人の参加者と一緒に福生の未来について考えました。

その他、各課の主な事務につきましては、後ほど御覧ください。

3ページをお願いいたします。こちらは次回定例会までの主な予定でございます。最初に市の動きでございます。まず、年末年始の休業についてでございます。市役所、学校施設及び社会教育施設とも、12月29日から令和8年1月3日までの6日間が休業となります。1月7日、例年実施されていた賀詞交歓会に変わり、令和8年より福生市新年のつどいが実施されます。1月11日、福生市消防団出初式が福生第七小学校にて行われます。

次に、教育総務課でございます。1月14日、東京都市町村教育委員会連合会、令和7年度第2回常任理事会、理事会及び第2回理事会研修会が、東京自治会館で開催され、高橋委員が出席予定でございます。

1月15日、福生第七小学校において教育委員会の学校訪問が行われます。教育委員の皆様におかれましては御予定方よろしく願いをいたします。

次に、生涯学習推進課でございます。1月12日、令和8年成人式が市民会館大ホールにて行われます。11月現在で571名が対象となっております。現在実行委員9名により、企画・運営等協議を進めております。式典の詳細につきましては、4ページにございます資料を御覧いただければと存じます。教育委員の皆様におかれましては御予定方よろしく願いをいたします。

最後に、スポーツ推進課でございます。令和8年1月10日に新春ふっさウォーキングが開催されます。今回は中央体育館から羽村玉川神社まで、全長約5キロのAプランと、Aプランに加え、福生神明社を經由する全長約9キロのBプランをそれぞれ御用意しております。

その他、各課の主な事務につきましては後ほど御覧ください。説明は以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。教育部長の説明にございましたが、12月17日に開催されました、令和7年度東京都市町村教育委員会連合会、第2ブロック研修会に高橋委員が出席されました。高橋委員、何か御発言等ございましょうか。高橋委員。

【高橋委員】 中島部長よりお話がありましたとおり、12月17日に八王子市にて実施された、令和7年度東京都市町村教育委員会連合会、第2ブロック研修会に出席しました。

研修会は、元水泳平泳ぎオリンピック代表で、現在は八王子市教育委員として教育スポーツ振興に携わっております。田中雅美氏より、「オリンピックで学んだ折れない心のつくり方」といったテーマで御講演をいただきました。田中氏は3度のオリンピックに出場され、2度目に出場したシドニーオリンピックの際に、女子団体のメドレーリレーにおいて、女子初の銅メダルを獲得された方です。

その田中氏のお話の中で特に印象に残っていることがあります。水泳競技では、ゴールした瞬間にタイムを確認する場面がありますが、田中氏は練習の際、コーチから、振り返ってタイムを見る前に、自分が全力を出し切って泳げたかをまず確認なさいと指導されていたそうです。最後のオリンピックでは、結果は4位でした。3位との差はわずか0.05秒、距離にして約2センチという非常に僅差だったそうです。しかし、タッチした瞬間に、この4年間やるべきことは全てやり切った、全力を出し切ったと感ずることができたため、その結果を素直に受け止め、納得してオリンピックを終えることができたと言っていました。

御講演を通して、私自身、日々もう少しできたかなと思う日もありますが、結果だけにとらわれるのではなく、その時々全力を尽くしたかどうか大切にあらためて感じさせていただく講演でした。以上、感想と報告になります。ありがとうございます。

【教育長】 御報告ありがとうございます。寒い中本当にありがとうございます。

それでは、今のことについて何か御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、森保教育部参事より報告をいたします。森保参事。

【教育部参事】 それでは、学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。大きく6点ございます。

1点は、令和7年度校長選考等各選考における本市の合格者についてでございます。校長職選考合格者、小学校2名、管理職選考合格者、小学校3名、中学校1名、4級職選考合格者、小学校3名、中学校2名、主任教諭選考合格者、小学校4名、中学校3名でございます。なお、東京都全体の受験者数の倍率等の選考結果を資料7ページから10ページまでに添付してございます。

今年度の特徴を申し上げますと、校長選考については全都的な倍率は小・中学校とも上昇し、小学校は4.2倍、中学校は1.9倍の倍率がございました。本市では、小学校5名が受験しておりますが、合格者は2名でございました。今年度も校長会での指導に加え、市教委としても受験者本人に対し、論文及び面接指導を行ったところがございますが、結果として2名にとどまり、厳しさを痛感したところがございます。不合格だった副校長には、次年度への再受験に向けて激励を行いました。

教育管理職選考については、小学校A選考の合格倍率が3.6倍となり高くなっております。本市からも1名の受験者を2年連続推薦区分で受験させましたが、今回も合格に至りませんでした。その他の結果につきましては、後ほど御覧ください。

2点は、令和7年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者についてでございます。今年度は、管理職部門では、福生第一小学校の高瀬智子統括校長の受賞が決定いたしました。45歳以上の教職員部門では、福生第四小学校の櫻坂浩美主幹教諭が、45歳未満の教職員部門では、福生第二中学校の豊原成一郎主幹教諭、福生第五小学校の大竹寛子主任教諭、福生第六小学校の藤橋研主任教諭の3名が、そして教員経験6年未満の教員が対象となる立志賞では、福生第六小学校の麻生伸子教諭が表彰を受けることになりました。表彰式は、令和8年1月19日(月曜日)に開催の予定でございます。

3点は、2学期の終業式及び3学期の始業式についてでございます。2学期終業式は、令和7年12月25日(木曜日)、本日でございます。3学期始業式は、令和8年1月8日(木曜日)で、本年度の冬休みは土日を含み13日間となります。

続きまして4点は、福生市立小学校、書写展・科学展についてでございます。令和5年度に例年の書写展に併せて科学展を開催しましたが、本年度も同様に1月21日(水曜日)から2月2日(月曜日)まで、市役所2棟1階ロビーで開催いたします。

5点は、行事等当面の予定についてでございます。項番ア、中学校スキー教室についてですが、1月14日から16日まで、福生第一中学校第1学年、福生第二中学校第2学年が菅平高原で実施いたします。そして1月18日から20日まで、福生第三中学校第1学年が塩沢高原で実施いたします。

項番イ、道徳授業地区公開講座についてでございますが、1月17日に福生第一小学校、福生第六小学校が、1月24日に福生第二小学校が、そして1月31日に福生第七小学校が実施いたします。

6点は、その他で2点ございます。1点は、東京都学校歯科医会が主催する、令和7年、歯の作文審査結果が発表されまして、次第のとおり、福生第五小学校第5学年の福品公成さんが、最上位賞である優で入賞されました。優は小学校作品として応募した85人中9人しか選出されておらず、本市では1人だけの受賞でございました。

2点は、インフルエンザ等による学年学級閉鎖についてです。11ページの資料を御覧ください。12月に入ってから福生第四小学校及び福生第六小学校でインフルエンザによる学年閉鎖、学級閉鎖がございました。今後

も拡大することが予想されるため、引き続き手洗いの徹底や換気について各学校へ促してまいります。説明は以上でございます。

【教育長】ありがとうございました。以上、報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。それでは、教育長報告を終わります。

議案

議案第44号

学校給食費の改定について

【教育長】 日程第3、議案第44号、学校給食費の改定についてを議題といたします。大畠学務課長より内容説明をお願いいたします。大畠課長。

【学務課長】 それでは日程第3、議案44号、学校給食費の改定について、提案理由ならびにその内容について説明させていただきます。

議案書及び資料は12ページから16ページでございます。初めに提案理由でございますが、本案件は福生市学校給食センター運営審議会の答申に基づき、令和8年度から学校給食費を改定するため本議案を提出するものでございます。学校給食費改定についての経緯についてでございますが、資料13ページが学校給食費の改定に関する審議会への諮問内容、資料14ページが審議会からの答申でございます。

まず、資料13ページの諮問内容でございますが、諮問理由といたしまして、本市の学校給食費は物価高騰に伴い、令和7年4月に2年続けてとなります給食費引き上げの改定を行ったところでございます。しかしながら、社会情勢の変化などを背景に、さらなる物価高騰が続いており、令和8年度以降、現行の学校給食費では給食食材費の不足が生じてしまう状況でございます。このため、学校給食費の改定について福生市学校給食センター運営審議会規則第2条第1号の規定に基づき、令和7年11月17日に福生市学校給食センター運営審議会に諮問いたしました。

次に資料14ページの答申内容でございます。御審議をいただきました結果、令和7年12月5日に答申をいただきました。内容といたしまして、福生市立小・中学校の学校給食費を月額で、小学校低学年5,300円、中学年5,600円、高学年5,900円、小学校教員5,900円、中学生6,800円、中学校教員6,800円に改定する。なお、改定の時期は、令和8年4月分の学校給食費からとする。以上の内容で答申をいただきました。

恐れ入ります。資料は15ページをお願いいたします。こちらは給食費改定の経過をまとめたものですが、福生市学校給食センター運営審議会への諮問及び答申に基づきまして、学校給食費の改定をしようとするものでございます。改定額につきましては答申のとおりでございます。

また、月額改定に伴い、1食当たりの単価につきましても、小学校低学年300円、中学年320円、高学年340円、小学校教員340円、中学生390円、中学校教員390円に改定いたします。改定時期につきましても、答申のとおり令和8年4月分学校給食費からといたします。

なお、16ページに参考資料といたしまして、これまでの学校給食費の経過の表を添付させていただいたところ
でございます。説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いいた
します。以上です。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ない
ようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第44号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めます。よって議案第44号は原案のとおり可決することといたします。

議案第45号

福生市立小学校特別支援学級令和8年度使用教科用図書の採択の一部変更に係る臨時代理の決定について

【教育長】 次に、日程第4、議案第45号、福生市立小学校特別支援学級令和8年度使用教科用図書の採択の
一部変更に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。竹内主幹より内容説明をお願いいたします。竹
内主幹。

【教育部主幹】 それでは、日程第4、議案第45号、福生市立小学校特別支援学級令和8年度使用教科用図書
の採択の一部変更に係る臨時代理の決定についてを御説明させていただきます。

資料17ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務
委任規則第4条第1項の規定により、福生市立小学校特別支援学級令和8年度使用教科用図書の採択の一部
変更を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。

次に内容でございますが、令和7年第7回福生市教育委員会定例会、議案第26号、福生市立小・中学校特別
支援学級令和8年度使用教科用図書の採択にて決定いたしました一部の図書について、令和7年12月18日付
で東京都教育庁指導部から、絶版や在庫不足等によって供給に応じられない旨の通知がございました。供給不
能となった図書につきましては、資料18ページ、令和8年度供給不能図書一覧に表にしております、6学年図書4
点となっております。表にございます、供給不能図書につきまして、採択の変更を行う必要がございますが、東京
都への変更報告期限が令和8年1月13日までとなっており、教育委員会定例会を開催するいとまがないことか
ら、本変更手続きについて、教育長が臨時代理として決定を行い、その後の教育委員会で御報告させていただく
ことについてお願いするものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑があればお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第45号は原案のとおり決定することといたします。

議案第46号

福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡の市登録史跡の登録に伴う諮問について

【教育長】 次に、日程第5、議案第46号、福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡の市登録史跡の登録に伴う諮問についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より、内容説明をお願いします。菱山課長。

【生涯学習推進課長】 それでは、日程第5、議案第46号、福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡の市登録史跡の登録に伴う諮問について、その提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。

資料は19ページを御覧ください。提案理由でございますが、福生市文化財保護条例に基づきまして、福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡を福生市登録史跡に登録することについて、福生市文化財保護審議会に諮問いたしたいので本案を提出するものでございます。

まず、渡船場についてでございますが、渡船場とは、通行料を支払い、船もしくは橋にて川を渡る場所のことでございます。福生には、江戸時代から明治・大正期にかけて多摩川を渡河するため、上流から福生渡船場、牛浜渡船場、熊川渡船場の3か所の渡船場がございました。

それでは、内容についてそれぞれ説明させていただきます。資料は21ページを御覧ください。まず、1点目は、福生渡船場跡でございます。登録種別は、市登録史跡、所有者は福生市、所在地は福生市北田園二丁目8番地2多摩川緑地福生柳山公園内でございます。内容でございますが、福生渡船場は、多摩川の永田橋付近にあった渡河に関わる場所でございます。文献上確認できる最古の資料は1734年、享保19年に記された村明細帳で、文化・文政期に徳川幕府によって編纂された地誌『新編武蔵風土記稿』の福生村の項にも記載が確認できます。

本渡船場は、現在の国道16号である日光街道から福生村を通り、対岸の草花村、大久野村等に通じる交通の要所でございました。さらに1894年、明治27年に青梅鉄道の開通により福生駅が開設されると、対岸の村々から鉄道利用するための重要な渡船場となりました。

その後、1925年、大正14年には、下流に多摩橋が架設され、同年に五日市鉄道が開通すると利用者が減り、1949年、昭和24年に永田橋が架設されたことで、福生渡船場は使命を終えてございます。現状及び保存状態でございますが、往時の様子を伝えるものはなく、その跡地は柳山公園として整備をされています。

資料は22ページを御覧ください。参考資料といたしまして、福生渡船場の現況写真と昭和初期の写真を掲載してございます。

続きまして、資料の24ページを御覧ください。2点目は、牛浜渡船場跡でございます。登録種別は、市登録史跡、所有者は福生市、所在地は福生市北田園一丁目先、多摩川中央公園内でございます。

内容でございますが、牛浜渡船場は五日市街道の多摩川渡河点にあった渡河に関わる場所でございます。地誌『新編武蔵風土記稿』の熊川村の項に記載があり、その成立は江戸時代前半にまでさかのぼることができます。本渡船場は江戸時代中期以降、炭の専売で発展した五日市と、その消費地である江戸とを結ぶ経済道路

として通行が盛んとなった五日市街道の多摩川の渡河点であり、街道上の要所でございます。

管理や権利につきましては、当時の熊川村が保有していましたが、1890年、明治23年、対岸の草花村に権利が譲渡されております。大正14年に五日市街道をつなぐ橋である多摩橋が架設されたことで、牛浜渡船場はその使命を終えております。

現状及び保存状態でございますが、跡地は多摩川中央公園として整備されております。当時の様子を伝えるものはございませんが、1964年、昭和39年に当時の福生町観光協会等によりその存在を示す碑が建てられております。

資料は25ページを御覧ください。参考資料といたしまして、牛浜渡船場の現況写真と、1922年、大正11年の写真を掲載しております。

次に、資料27ページを御覧ください。3点目は、熊川渡船場跡でございます。登録種別は、市登録史跡、所有者は福生市、所在地は福生市南田園一丁目1番地1、多摩川緑地福生南公園内でございます。

内容でございますが、熊川渡船場は、現在の多摩川睦橋付近にあった、渡河に関わる施設の跡地でございます。江戸時代にさかのぼる明確な文献はございませんが、明治35年に記された文献『石川彌八郎家文書』によりますと、明治維新より以前から、無賃無償にて運営されたことが記されていることから、その成立は明治以前にまでさかのぼることができます。本渡船場付近には、かつて拝島から、秋川沿いの村々を経て、五日市に通じる、「五日市伊奈道」がございまして、熊川渡船場は、この道の多摩川渡河点でございます。こちら上流に多摩川橋が架設され、五日市鉄道が開通すると利用者が減少いたしまして、その使命を終えているものでございます。往時の様子を伝えるものはありませんが、その跡地は福生南公園として整備されております。

資料の28ページを御覧ください。参考資料といたしまして、熊川渡船場の現況写真と、昭和初期の写真を掲載しております。

最後に、3カ所の渡船場跡の登録理由でございますが、ともに江戸時代から大正期にかけての多摩川の渡河の様子や当時の交通、運輸等の歴史を現在に伝える貴重な歴史資料でございます。市登録文化財として後世に伝えるにふさわしいものと考えてございます。

以上、内容について御説明申し上げましたが、本件、福生渡船場跡、牛浜渡船場跡、熊川渡船場跡の3カ所の渡船場跡を福生市登録史跡に登録することにつきまして、福生市文化財保護審議会に諮問いたしたいと考えてございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。野口委員。

【野口委員】 内容については、もちろん、これで良いと思っております。ちょっとお伺いしたいのは、こういう文化財として登録されている様々な物や史跡というのを、市民はどのようなきっかけで知ることができるのでしょうか。また、例えば郷土資料室のホームページにも情報が載っていて、そこで写真なども見られたりできますが、それらはわざわざ調べないと見つけられないわけで、すごく興味深い話がたくさんあるのに意外と知られてないのはもったいないと感じます。

市内を歩いていて、史跡の看板に気付くこともあるんですが、そういうものも含め、市民の方に知ってもらうために、今現在、どんな工夫や広報活動をされているのか教えて下さい。

【教育長】ありがとうございます。菱山課長。

【生涯学習推進課長】文化財が登録されましたら、市のホームページ、郷土資料室のホームページ、市広報、教育広報等で周知をしているところでございます。また、現地に写真や図版を用いた、内容のわかりやすい説明板を設置し、周知を図っております。そのほか、郷土資料室の事業といたしまして、市内の史跡を巡るガイド講座を実施しておりますので、参加者に紹介するなど地道に広報しております。以上でございます。

【教育長】野口委員。

【野口委員】本当に素晴らしいと思います。あと、子どもたちがこういうものに興味関心を持ってもらえたらと思っています。看板の文言は、子どもたちにはなかなか専門的で難しいので、例えば看板の横に、QRコードがあって、それを子どものタブレットで読み込むと、当時の写真がそこで見られたり、もっと平易な言葉で「こんな歴史があります」と読めたりすると良いなど。

もしそれが難しければ、そこから郷土資料室のホームページに飛ぶなど、インターネットをうまく活用することで、もっと子どもたちにアピールできるかもしれないと思いました。

また、普段散歩されてる方が、ふと看板の存在に気付いたときに、「これは何だろう」とQRコードで見たら、その場ですぐに歴史や経緯が分かったりすると、すごく面白いと思います。そういった広報活動というものも将来的にまたいろいろ考えていただければと思います。以上です。

【教育長】菱山課長。

【生涯学習推進課長】御意見ありがとうございました。今後、説明板を設置する予定でございます。その中で、例えば郷土資料室のホームページにリンクできるようなことを、工夫していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【野口委員】はい。ありがとうございます。

【教育長】菱山課長、あとは教育広報にふくまめがそこで紹介とかできないですか。菱山課長。

【生涯学習推進課長】教育広報に市の史跡や文化財を紹介する、ふくまめというコーナーがございますので、その中でも物語を書かせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【野口委員】分かりました。

【教育長】福生の豆知識のふくまめ。よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第46号は、原案のとおり諮問することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第46号は原案のとおり諮問することに決定されました。

報 告

報告第41号

福生市職員措置請求書(住民監査請求)について

【教育長】 次に、日程第6、報告第41号、福生市職員措置請求書(住民監査請求)についてを議題といたします。大楠教育総務課長より内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】 日程第6、報告第41号、福生市職員措置請求書(住民監査請求)について説明させていただきます。

請求人より、福生市教育委員会に関わる福生市職員措置請求書(住民監査請求)が福生市監査委員宛てに提出されましたことから、その経過について御報告するものでございます。

30ページ、報告第41号、資料1を御覧ください。令和7年12月9日付で、福生市監査委員より、福生市教育委員会教育長宛てに、福生市職員措置請求書(住民監査請求)の受付について、地方自治法第242条第3項の規定に基づき、通知がございました。

次に、31ページを御覧ください。こちらが住民監査請求の写しでございます。要旨といたしましては、福生市教育委員会は本市の特定の社会体育団体を行っている団体に対し、悪質な虚偽申請を認識しながら、あるいは容易に認識できたにもかかわらず、これを組織的に放置、黙認し、正規の施設使用料を徴収してこなかったと主張しているため、請求人は監査委員に対し、監査及び必要な措置を請求するものでございます。

次に、36ページ、報告第41号、資料2を御覧ください。令和7年12月1日付で福生市監査委員より、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、監査の実施について通知がございました。

次に、37ページ、報告第41号、資料3を御覧ください。令和7年7年12月11日付で福生市監査委員より、福生市職員措置請求書(住民監査請求)に伴う監査を実施するに当たり、弁明書及び関係資料の提出を求められたものでございます。このことにより、本日、非公開となりますが日程第7、議案第47号、「福生市職員措置請求書(住民監査請求)に係る弁明書について」において、委員の皆様へ御審議を賜る予定でございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第41号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議なしと認めます。よって、報告第41号は報告のとおり承認されました。

報告第33号

福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について

報告第34号

福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について

報告第35号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について

報告第36号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について

報告第37号

令和7年度福生市一般会計補正予算第7号の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について

【教育長】次に、日程第8、報告第33号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第9、報告第34号、福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第10、報告第35号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第11、報告第36号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、及び日程第12、報告第37号、令和7年度福生市一般会計補正予算第7号の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告についての報告5件を一括して議題といたします。大楠教育総務課長より、内容説明をお願いいたします。大楠課長。

【教育総務課長】御説明申し上げます。

日程第8、報告第33号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第9、報告第34号、福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第10、報告第35号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第11、報告第36号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第12、報告第37号、令和7年度福生市一般会計補正予算（第7号）の原案中、教育に関する部分に係る臨時代理の報告について。以上、五つの報告につきまして御説明をさせていただきます。

報告第33号から第36号までにつきましては、給与に関する条例の一部改正となります。同趣旨の内容の改正となりますため、一括して説明をさせていただきます。また、報告第37号は、主にこの改正に関連する補正予算で

ございますため、併せて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

定例会資料は39ページからでございます。初めに、臨時代理の報告となった経過でございます。令和7年12月19日の第4回福生市議会定例会の最終日におきまして、本報告を議案とする条例改正案、補正予算案が追加上程されました。本来ですと、市議会に上程する前に福生市長より、教育委員会に対して意見聴取を行い、その後、議決を経る順で行いますが、教育委員会を開催するいとまがなかったことから、「福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第4条第1項に基づきまして、教育長が代理で同意をさせていただきました。

提案理由につきましては、41ページ、48ページ、54ページ、59ページでございますが、東京都の給与改定に準じまして、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合ならびに給与表を改定するとともに、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めること。特定任期付職員の給与表ならびに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めること。会計年度任用職員の令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めること。市長等三役の特別職の期末手当の支給割合の改定及び令和7年12月期の期末手当の支給割合の特例を定めるため、各条例を改正するものでございます。

次に、報告第33号から36号までの条例の改正内容についてでございます。資料は飛びまして96ページをお願いいたします。報告第36号の福生市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。まず、国や東京都の人事院勧告の状況などを含めまして、給与改定の概要について御説明いたします。国の人事院では、例月給について、平均3.62%のプラス改定、また特別給については、年間の支給月数を現行の4.6カ月から4.65カ月に、0.05カ月引き上げる改定となっております。

東京都人事委員会の勧告では、例月給は公民格差の解消を図りつつ、人材確保の観点から初任層に重点を置き、全級全号給について引き上げることとして、平均で3.24%のプラス改定とし、特別給は、年間の支給月数を現行の4.85カ月から4.90カ月に0.05カ月引き上げる改定となっております。

このようなことから、福生市におきましても東京都に準拠いたしまして、資料2の(1)にございますとおり、一般職の給与表の改定率は平均3.31%のプラス改定、及び(3)の上段にございます特別給の支給月数は現行の4.85カ月から4.90カ月、0.05カ月引き上げるものでございます。

(3)の4段目、再任用職員については2.55カ月から2.60カ月に、0.05カ月引き上げ、特定任期付職員については3.85カ月から3.90カ月に、0.05カ月引き上げ、会計年度職員については一般職員と同様に0.05カ月引き上げるものでございます。

戻りまして、44ページの新旧対照表をお願いいたします。次に、報告第33号の福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。こちらは現行の給与表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に加え、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるものでございます。

50ページの新旧対照表をお願いいたします。次に、報告第34号の福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。こちらは、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるものでございます。

56ページの新旧対照表をお願いいたします。次に、報告第35号の福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。市長等、三役の特別職の期末手当の支給割合の改定に加え、7年12月期の期末手当の支給割合の特例を定めるものでございます。

74ページの新旧対照表をお願いいたします。次に、報告第36号の福生市の一般職の職員の給与に関する条

例等の一部を改正する条例についてでございます。一般職の現行の給与表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に加え、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるものでございます。施行日につきましては、いずれの条例も、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、報告第37号、令和7年度福生市一般会計補正予算(第7号)の原案中、教育に関する部分についてでございます。これまで説明させていただきました報告第33号、34号、35号、36号での条例改正に伴い、各項に計上しております職員人件費の増額補正が必要となったものでございます。

資料は、飛びまして102ページをお願いいたします。令和7年度福生市一般会計補正予算(第7号)の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,038万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ319億2,573万2,000円とするものでございます。

108ページをお願いいたします。歳出でございます。今回の人件費の補正は、令和7年度の給与改定等に伴い、職員人件費や会計年度任用職員手当等が不足することから補正をするものでございますが、第9款、教育費につきましては、2,356万3,000円の増額でございます。以上で報告第33号から37号までの臨時代理の報告に関する説明とさせていただきます。

【教育長】内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

これより、報告第33号、報告第34号、報告第35号、報告第36号及び報告第37号について、一括してお諮りをいたします。本報告5件は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議なしと認めます。よって報告第33号、報告第34号、報告第35号、報告第36号及び報告第37号は報告のとおり承認されました。

報告第38号

令和8年度における教員の兼務発令について

【教育長】次に、日程第13、報告第38号、令和8年度における教員の兼務発令についてを議題といたします。森保教育部参事より内容説明をお願いいたします。森保参事。

【教育部参事】それでは、報告第38号、令和8年度における教員の兼務発令について説明いたします。

資料120ページをお開きください。本市では現在、一部の教員に対し、他校で指導ができるよう兼務発令を行っております。

具体的には、福生第三小学校及び福生第五小学校の特別支援教室巡回教員と、福生第二中学校の不登校指導巡回教員及び技術教員については、本校とは別に巡回教員の兼務発令を行っております。このため、項番1に記載のとおり、令和8年4月1日付で新たに兼務発令を行うよう、東京都教育委員会に依頼することについてお諮りしようとするものでございます。

兼務発令を行う職員については、項番2に記載のとおり、令和8年4月1日に開校する牛浜もくせい中学校の

副校長及び教員、それと福生第三小学校の養護教諭を予定しております。

項番3、兼務発令を行う理由といたしましては、不登校生徒の自己肯定感や自己有用感醸成をするため、特色ある教育課程を編成するために行うものです。また牛浜もくせい中学校には、東京都の配置基準により養護教諭が配置されておりません。そのため、福生第三小学校の養護教諭に兼務発令をかけて、日常的な養護、健康教育を担当させたほうが実際に即すると判断したための二つの理由によるものでございます。

今後の予定といたしましては、本定例会で報告をさせていただき、令和8年度の教育課程に反映させるよう指導いたします。3月下旬には配置予定者が固まりますので、兼務発令の申請を教育長人事部職員課に提出し、4月1日の辞令伝達で発令を行う予定でございます。説明は以上です。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。宇田委員。

【宇田委員】 兼務発令、非常に必要なことだと思います。それで、4の(2)なんですけれども、中学校教員による計画的な事業というところですか。中学校の教員による出前授業はとても有効だと思うんですけれども、逆に中学校の教員が小学校の教員の授業から見て学ぶことっていうのもあると思うんです。例えば、数学の教員が、ああなるほど、小学校の算数こういう形で教えてるんだなって、そんな学ぶところもあると思います。例えば、出前授業だけじゃなくて、TTで小学校の教員と中学校の教員が一緒にやって、いろいろな段階的な、系統的な教え方について意見交換していったりとか、お互いの力を伸ばすような、そんなことができれば素晴らしいなと思います。

【教育長】 森保参事。

【教育部参事】 御指導ありがとうございます。今、委員がおっしゃったようなことも含めて、様々な可能性が今後期待できると思います。取りあえず牛浜もくせい中学校、不登校特例校でございますので、まずは学校の立ち上げに注力をさせ、福生第三小学校との兼務の在り方だとか、運営の仕方についても今の視点も含めて今後指導してまいりたいと思っております。

【教育長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第38号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第38号は報告のとおり承認されました。

報告第40号

「いじめを許さないまち ふっさっ子宣言」の改訂について

【教育長】 次に、日程第15、報告第40号「いじめを許さないまち ふっさっ子宣言」の改訂についてを議題といたします。田畑指導主事より内容説明をお願いいたします。田畑指導主事。

【指導主事】では私からは、日程第15、報告第40号「いじめを許さないまち ふっさっ子宣言」の改訂について御報告いたします。

資料は123ページを御覧ください。11月26日に開催した、福生市いじめ防止サミットにおいては、御多用のところ御参加いただきましてありがとうございました。本サミット内で、新ふっさっ子宣言を決定しましたので御報告いたします。

項番1、改訂の背景を御覧ください。過去3年間のサミットでは、大切だと分かっているけれどできないという葛藤がさまざまな場面で語られてきました。前宣言が策定されて10年たった節目である年に、これまでのサミットの議論の成果を踏まえ、より児童・生徒がいじめを自分事として捉えられる宣言への改訂を目指しました。

項番3を御覧ください。宣言のコンセプトは、「きれいな言葉より、児童・生徒の等身大の素直な言葉」でございいます。この宣言の実現に向けて、心の葛藤を宣言内で表現すること、どのような発達の段階であってもなるべくゴールイメージをもてるようにすることを大切に作成いたしました。

項番5、新ふっさっ子宣言について紹介いたします。こちらが完成したポスターでございいます。では説明いたします。初めに、令和4年度サミットについてです。いじめの捉え方は人それぞれ異なるから、いじめをなくすのは難しいということに立ち向かう宣言として、「相手の気持ちを理解することは難しい、だけど私はさまざまな人と話をして相手を理解しよう」としました。次に、令和5年度サミット、誰しもが人をいじめてしまう可能性があることに立ち向かう宣言として、「みんなと仲良くすることは難しい。だけど私は相手の良いところを見つけ、それを尊重していきます」としました。最後に、令和6年度サミット、集団の一員としていじめが起こりにくい集団をつくることに向けては、「私はみんなが安心して、笑顔あふれる環境(教室)をつくります。そのために自分たちの目標にみんなに向かっていきます」としました。

宣言に込めた意味につきましては、大変お手数ではございますが、資料下段をお読みいただければと思います。サミットに参加した代表児童・生徒からは、「このサミットに参加して、いじめという身近な問題について本音で語り合うこのような機会のはめったにないと感じた。」、「理想ではなく、自分たちの思うように話し合いができていた。今後も自分の思うことをできるだけ発信していきたい。」、「きれいな言葉で話さず、それは難しい、これならできるなど、本音でとても難しい議題について話すことができて、とてもいい経験になった。」、「本当にいじめをなくす勇気があるのか、心があるのか、何となくいじめと接してきた人たちの考えを改められる機会にします。」、「いじめを完全に撲滅することはとても難しいのはみんな多分分かっている、でもだからこそ諦めたくない」など、いじめを主体的に考えてくれたコメントが多数ございました。

また、「3つの宣言には、話し合うという共通点があります。その話し合うことがどれだけ大切かを伝えていきたいです。」、「自分だけという捉えではなく、みんなという捉え方によって変わっていくことが必要だと分かりました」など、いじめ問題に対する考えの深まり、「これだけ話し合っ、みんなの思いを込めてこの宣言を決めたのだから、10年間の宣言を大切にしようちゃんと意識してもらえるように頑張ります」など、本宣言を大切にしようとする意気込みも語ってくれました。

各校においては、当日の実施に向けて、運営計画の作成と本宣言に込められた思いを全ての全教職員で理解するよう、本資料やサミットの議論の詳細、サミット動画を各校に提供し、指導しているところでございます。教育委員会は、各校の教育課程編成に向けて、本宣言をいじめ防止教育の一層の充実に活用するよう指導するとともに、生活指導主任と連携し、効果的な活用を検討してまいります。私からの説明は以上です。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。野口委員。

【野口委員】 本当に素晴らしい形にまとまってよかったなと思います。読めば読むほど、子どもだけじゃなくて、大人にも当てはまるんじゃないか、うちの職場にこれ貼りたい、と思うぐらいの本当に素晴らしい、良い宣言だと思います。

「大人はこんなことはしないよ」と綺麗事をいうのではなく、実際、大人社会でもこういう人間関係のトラブルはあるわけですが、だけど、「私たち大人はこういうことがないように一生懸命頑張ってる」という姿を、子どもたちに見せていかないといけないと思います。「なんかかっこいいこと言ってるけど、大人だって人の文句言ってるじゃないか。先生同士だって仲が悪そうじゃないか」などと思われて、この宣言が軽んじられたら本当にもったいないですし、作った意味がなくなってしまいます。子どもはそういう大人の狡猾さを察知しますよね。

この宣言を本気で子どもたちに実行してほしいと思うのなら、先生も、あるいは親も、大人も全員、これを一緒になって考えて、大人の社会でも努力して頑張っていくよ、という覚悟を持つ必要があると思います。

現在もそういう声掛けをされてるとは思いますけれども、改めて、いろんなところでアピールして、「子どもだけ守れば良い」ではなく、「われわれ大人も一緒になって考えていく」という姿勢を周知してもらえたらと思います。以上です。

【教育長】 田畑指導主事。

【指導主事】 御意見ありがとうございました。保護者への啓発という観点につきましては、あらためて指導主事から各学校に指導、助言してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【教育長】 他はいかがでしょうか。宇田委員。

【宇田委員】 本当に短い時間の中で、子どもたち、小学生も中学生も、それからファシリテートしてくれた高校生も含めて、見事な形でまとめられて良かったと思います。今説明があった、一番最後の当日の子どもたちの声、感想を考えた素晴らしいですね。ぜひあれも、何かの機会に、子どもたちがこんなふう考えたんだって、どこかで紹介していただければなっているのがあります。

1点、この資料、色が入ってる資料の1月改訂の背景があるじゃないですか。この資料というのは、もう文言は変えられない？

【教育長】 田畑指導主事。

【指導主事】 既に学校には通知しているものではございますが、変更はできます。

【宇田委員】 1個だけ。この改訂の背景の一番最後の部分、「主体的に考えることができるようにすることができると考えた」とか、「できる」が2個入ってるから、もっと簡単に、「主体的に考えることができるようになる」とか、もし何かの時に、またちょっと訂正できるならば、もう出しちゃったなら結構です。

【教育長】 田畑指導主事。

【指導主事】 ありがとうございます。申し訳ありませんでした。対処いたします。

【教育長】 この資料はこれからも使う機会あるから、訂正しておくといいですね。他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。指導部からも指導企画課の生徒指導班の統括指導主事がいらしてくださり、東京都いじめ防止対策推進委員会等で、本市の実践例を、もしかしたらまた使わせていただきたいというようなお話もいただきました。注目していただけることはいいことだと思っております。

それから、野口委員からお話があった、幼稚園、保育園については、確かにお子さん向けではないけれども、17園との包括連携協定に基づいて、指導主事から情報提供してもらうようでしたら差し上げてもいいし、もし園長先生で欲しいっての方がいらっしゃったらポスターを差し上げると、幼保小中一貫してやれてるっていう形になる。あと、福生高校と多摩工科のほうにも、ふさわしい時期に差し上げるといいかもしれませんね。

委員の皆様、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第40号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第40号は報告のとおり承認されました。

その他報告事項

その他報告事項Ⅰ

福生市小・中学校における読書活動の充実に向けた取り組みについて

【教育長】 次に、日程第17、その他報告事項について。その他報告事項Ⅰ、福生市小・中学校における読書活動の充実に向けた取り組みについてを田畑指導主事より御説明願います。田畑指導主事。

【指導主事】 では、引き続きまして、私から日程第17、その他報告事項、福生市立小・中学校における読書活動の充実に向けた取り組みについて御報告いたします。

資料は126ページをお願いいたします。福生市教育ビジョンでは、基本方針Ⅰに読書活動の充実を位置付けております。教育委員会は、児童・生徒の豊かな心の育成に向けて、教育課程に読書活動の充実を位置付けるよう各校に指導しているところです。令和7年度教務主任会では、前期と後期に1回ずつ福生市の読書活動の充実に向けて情報交換及び協議を行いました。このたび、その成果をまとめましたので御報告させていただきます。

紙面左上を御覧ください。教務主任会における協議内容を、読書活動の充実に向けて4点に整理しました。その4点は、活動の狙いの明確化、魅力的な図書室に向けた環境整備、一定の読書時間の確保、国語の指導内容との連携でございます。また、紙面左上以外の箇所には、各校の取組を掲載しています。

教育委員会としましては、読書活動の推進に向けて、本資料を令和8年度の教育課程編成の参考資料として各校に送付するとともに、1月の校長会でも校長先生に説明をしております。

また、引き続き教務主任と連携し、読書活動の普及啓発に努めてまいります。委員の皆様におかれましても、読書活動の充実に向けて御指導いただけますと幸いです。私からは以上です。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。林委員。

【林委員】 ちょっと質問です。この視点3の一定の読書時間の確保ということに関して、今、実際に各学校、朝読書とかやっているとところもあると思うんですが、こういう時間内に一定の読書の時間を確保してる学校の数というのはどのくらいでしょうか。

【教育長】 田畑指導主事。

【指導主事】 基本的に中学校においては、朝読書の時間を設定し、読書の時間を確保しています。小学校においては朝学習の時間があるなど、まちまちな状況であります。教務主任からは、この時間の確保については、朝設定はしているものの、例えば急遽対応しなきゃいけないアンケートがあるなど、なかなかまとまった時間っていうのは正直年間を通じては取れてはいない、という反省もございました。以上です。

【教育長】 林委員、よろしいでしょうか。

【林委員】 はい。

【教育長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。これは田畑指導主事、ホームページ等には載せるのでしょうか。田畑指導主事。

【指導主事】 今のところは考えてはおりません。

【教育長】 そうですか。私もこれ拝見して、すごくいいなと思ったのが、教務主任の先生たちがつくってるところがいいと思ってるんですね。やっぱり学校の教育課程の番人である教務主任たちがこうやってやる気になってくださると、またいろんな効果があるかなと思うので。各校の教務主任の名前入っているのもいいと思うね。調整していただいて、もし載せるのがOKというふうになったら、インターネットのホームページに掲載してもいいのかなと思うんですけど。写真のこともあるから、ちょっと調整が必要ですね。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質疑を終わりたいと思います。

他に、その他報告はございますか。委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。ではないようですので、その他報告事項を終わります。

それでは、これから非公開の議事に入ります。暫時休憩いたします。

(非公開会議)

【教育長】休憩前に引き続き、会議を開きます。

参考日程・閉会

教育委員会定例会の開催

令和8年1月22日(木曜日)午後2時 市役所第二棟4階委員会室

【教育長】次に、今後の日程について、大楠教育総務課長からお願いします。大楠課長。

【教育総務課長】次回の教育委員会定例会でございますが、令和8年1月22日(木曜日)午後2時から、福生市役所第2棟4階委員会室にて開催したいと存じます。以上でございます。

【教育長】ありがとうございました。ただ今、大楠教育総務課長から説明がございましたとおり、次回の定例会は、令和8年1月22日(木曜日)午後2時に開催したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】御異議がないようですので、そのように取り扱いたいと思います。

本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和7年第12回福生市教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後3時48分終了)